

23監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年6月24日に福岡市長から出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年8月11日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
同 川 辺 敦 子
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

23監査公表第3号（平成23年2月7日付 福岡市公報第5801号公表）分

・・・11件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

23 監査公表第3号（平成23年2月7日付 福岡市公報第5801号公表）

（出資団体監査）

1 財団法人福岡市学校給食公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
福岡市立学校給食運営業務の委託契約について適正な事務処理を求めるもの 財団法人福岡市学校給食公社は福岡市と「福岡市立学校給食運営業務の一部委託契約」を締結し、福岡市学校給食センター等における学校給食の調理業務等を受託し、同公社の支出総額から雑収入等を控除した金額を業務委託料としている。しかしながら、同公社の職員給与及び病気休暇の取扱いについて次のような不適切な取扱いが認められた。市民の税金で賄われている業務委託料が増加することとなっているため、適正な事務処理を行われたい。 オ 同公社調理員の病気休暇申請におい	給食公社における病気休暇申請の承認については、早急に改善を図るよう平成23年2月21日付で文書（教育長名）による要請を行った。なお、同公社においては、役員部課長会議で、病気休暇等の承認について厳正な取扱いを図るように指導を、また職員に対しては各所属長を通じ病気休暇等の制度の趣旨や取扱いについての周知が行われた。

<p>て、本人が提出した証明書に負傷日時が明記されているにもかかわらず、同証明書を根拠に、負傷する前の期間について病気休暇を承認していた。また、同証明書に記載された治癒予定期間内に出勤した場合も、改めて病状の確認を行うことなく、同一の証明書に基づいて、繰り返し病気休暇を承認していた。</p>	
<p>カ 同公社就業規則において、病気休暇を与えることができるのは負傷又は疾病のため就業することができない場合とされているが、病院の検査を理由とした病気休暇を承認していた。</p>	<p>給食公社における病気休暇申請の承認については、早急に改善を図るよう平成23年2月21日付で文書(教育長名)による要請を行った。なお、同公社においては、役員部課長会議で、病気休暇等の承認について厳正な取扱いを図るよう指導を、また職員に対しては各所属長を通じ病気休暇等の制度の趣旨や取扱いについての周知が行われた。</p>

(公の施設の指定管理者監査)

1 ミズノグループ

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>基本・実施協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、当該施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき当該業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成21年度及び同22年度の「福岡市立南体育館及び博多体育館」並びに「福岡市立博多市民プール及び南市民プール」の管理運営業務において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>今後、基本協定書等に定められた事項に基づき適切な履行を行うよう注意されたい。</p> <p>ア 指定管理者の応募時に市に提出した</p>	<p>ミズノグループに対して、平成23年1月14日付で指定管理業務に関する改善指示書を交付し、応募時の「現地の要員配置計画」における基準のとおり、同グループの正社員を配置するよう指示した。</p> <p>現在は指示事項どおり適正に配置済みである。</p>

<p>「現地の要員配置計画」においては、正社員を要所に3人又は4人の配置を予定し、その結果、高い評価を得て選考されたにもかかわらず、体育館及びプールの受付等業務について、別会社に対して受付及び運営等業務の全てを再委託していた。</p>	
<p>イ 南市民プールの日常清掃において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 基本協定書に添付された業務の基準において、プールの日常清掃は作業場所毎に示された作業内容で行うことが定められているが、開館前の日常清掃業務のうち一部業務(ロッカーの清掃、ロッカー室及びシャワー室壁面の拭き清掃)を除いた内容で再委託しており、この一部の業務が実施されていなかった。</p>	<p>ミズノグループは、再委託先への仕様の不備であったことを認めており、速やかな是正を指導した。</p> <p>現在は既に是正されており、日常清掃業務仕様書にて確認済みである。</p>
<p>(イ) 同基準において、開館前の日常清掃は利用時間開始30分前の午前8時30分までに終了することが定められているが、実際には終了していなかった。再委託業者に対して指示された業務時間は午前7時から午前9時までの2時間(平成22年3月23日以降は午前7時から午前10時までの3時間)となっており、適切な再委託となっていなかった。</p>	<p>ミズノグループは、再委託先への仕様の不備であったことを認めており、速やかな是正を指導した。</p> <p>現在は既に是正されており、日常清掃業務仕様書にて確認済みである。</p>
<p>(ウ) 清掃業者記載の清掃日誌において、一部の場所が清掃実施されていなかったにもかかわらず、指定管理者職員によって同日誌に当該場所の清掃業務終了を示す記号が書き加えられていた。</p>	<p>ミズノグループは、不適切な行為であったことを認めており、厳しく再発防止を指導した。</p> <p>現在は適正に清掃業務が実施されている。</p>
<p>ウ 南市民プール及び博多市民プールの水質検査において、国が示している遊泳用プールの衛生基準では毎月1回以上実施</p>	<p>ミズノグループは、不適切な行為であったことを認めており、厳しく再発防止を指導した。</p>

<p>することを求めているが、平成 21 年 4 月から 7 月までの 4 ヶ月間実施していなかった。</p>	<p>現在は適正に水質検査業務が実施されている。</p> <p>また、未実施であった平成 21 年 4 月から 7 月までの 4 ヶ月については、ミズノグループから当該水質検査費用相当分の指定管理料を自主返納済みである。</p>
<p>エ 平成 21 年度の南体育館及び博多体育館の修繕経費については、実施協定書第 5 条に基づき精算報告書を市に提出し、精算を行うこととしており、その経費に執行残が生じたときは、市に返納することと定めている。しかしながら、本来、実費精算であるべき修繕経費に現場管理費等として 2 割から 3 割程度の手数料を加算して精算していた。</p>	<p>ミズノグループに対して、平成 23 年 1 月 14 日付で指定管理業務に関する改善指示書を交付し、平成 22 年度分以降の修繕費については、外注費用のみを計上すること及び平成 21 年度分については、外注費用のみを計上した場合、修繕費に余剰が生じていたことから、当該費用を市へ返納することを指示した。</p> <p>現在は指示事項どおり平成 22 年度分以降の修繕費については、外注費用のみを計上し、平成 21 年度分については、余剰修繕費を市へ返納済みである。</p>

2 九電工グループ

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 市営築港駐車場の管理運営業務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>市営築港駐車場に係る公の施設の管理運営業務については、基本協定書第 21 条により、指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定により、毎年度終了後、施設の管理運営業務に関し事業報告書を作成し、1 ヶ月以内に市に提出しなければならない。しかしながら、平成 21 年度の管理運営業務において、事業報告書に記載すべき管理に係る経費等の収支状況の報告を全く行っていなかった。</p> <p>管理運営業務に当たっては、基本協定書等で規定する内容を遵守の上、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p>	<p>市営築港駐車場の管理運営業務については、指定管理者に対し、管理に係る経費の収支状況の報告を速やかに行わせた。</p> <p>今後、事業報告書の提出の際に、収支状況が報告されているか、確認を徹底していく。</p>

<p>イ 公の施設の使用料について適正に納付するよう注意を求めるもの</p> <p>公の施設の使用料の納付については、その日の収納金を精算機等と照合確認の上、金庫に保管し、その日後において最初に市長が指定する金融機関が営業を行う日に、払込書により指定金融機関に払い込まなければならないこととなっている。しかしながら、平成22年度の収納金取扱事務において、収納金を収納後、自社の売上金と混同し金融機関に払い込みを行っているため、収納金と払込金額が一致していないものがあり、払込金額に不足が発生していた。</p> <p>収納金の取り扱いについては、福岡市会計規則等に則り、適正に納付するよう注意されたい。</p>	<p>収納金の不足分については、指定管理者に早急に払込みを行わせた。</p> <p>また、今後は他の収納金と混同せず、速やかに払込みを行うとともに、払込時には収納金額と精算機の精算履歴から合計した額との突合作業を徹底するよう指導した。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 イオンディライト株式会社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>市営大橋駐車場の管理運営業務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>市営大橋駐車場に係る公の施設の管理運営業務については、基本協定書第27条によりその経理を他の業務と区別して明確にし、収支に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておかなければならない。しかしながら、平成21年度と同管理運営業務において、本社で一括して全体経理を実施しているため、経理簿や領収書等の支出証拠書類が整備されておらず、指定管理業務に関わる最終の支払状況が確認できなかった。なお、前回の監査において、同様の指摘をしていたにもかかわらず、一旦は改善されたものの、その後、管理体制の変更に伴い経理簿等が整備されていない状</p>	<p>市営大橋駐車場の管理運営業務に係る収支については、指定管理者に対し、駐車場単体での元帳整備及び経理簿作成を行うよう指導した。</p> <p>また、平成22年12月に駐車場指定管理者を対象に説明会を開催し、事業報告書に関する内容（経理簿の管理等含む）について、再確認を行った。</p>

<p>況であった。</p> <p>管理運営業務に当たっては、基本協定書で規定する内容を遵守の上、適正に事務処理を行うよう厳に注意されたい。</p>	
---------------------------------------------------------------------------	--